

アクシアル リテイリング株式会社

(証券コード 8255)

第67期

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時00分
（受付開始） 同 日 午前 9 時15分

場 所

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間

目 次

第67期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42
株主総会参考書類	46

証券コード 8255

平成30年6月8日

株 主 各 位

新 潟 県 長 岡 市 中 興 野 1 8 番 地 2

アクシアル リテイリング株式会社

代 表 取 締 役 社 長 原 和 彦

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後6時まで
に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時00分
（受付開始） 同 日 午前9時15分

2. 場 所 新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第67期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。
 - ◎ 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axial-r.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、この「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axial-r.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績全般の概況

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用状況の改善を背景に緩やかな成長がうかがえるものの、企業経営においては、様々なコスト上昇や必要な人材の確保、海外経済の影響等、諸問題を抱えており、楽観できない状況にあります。

このような状況において、当期における当社グループの連結経営成績は、売上高が2,328億10百万円（前期比1.7%増）、営業利益が90億68百万円（前期比0.2%増）、経常利益が92億5百万円（前期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が60億70百万円（前期比4.9%増）となり、各数値はいずれも過去最高の実績を達成することができました。

(2) セグメント別の状況

① スーパーマーケット事業

[全般]

スーパーマーケット同士の競争のみならず、業態を超えた競争が激化する昨今の厳しい販売環境において、当社グループでは、前期に引き続き「変革への挑戦」を本年度の方針として定め、より一層強い企業体質を実現するため、グループ全体の経営基盤整備に取り組んでおります。

当期においては、前期に稼働を開始したフレッセイ前橋物流センターの軌道化をはかり、一定の成果が得られました。

しかし、期間を通じ気温が低めに推移したことや旬の食材の収量不足で季節感の打ち出しが難しかったこと、青果物が冬季の間を除き前期より安値で推移したことなどで、売上確保が難しい状況が続きました。また、法改正による社会保険加入対象者の拡大は、人件費の大幅増加をもたらしました。

このような状況において、目標営業利益達成のための必要荒利高の把握と確保、客単価分析による販売計画の精度向上、製造・販売曲線を活用したチャンスロスの撲滅を重点に掲げ、週間管理、日常管理を徹底いたしました。

販売指標に関する動向は、次のとおりであります。

＜客単価、買上点数、一品単価＞

近年進めてきた商品廃棄の削減の取り組みは売上総利益を改善する効果があったものの、第1四半期においては、一部の売場で縮小均衡に陥った面が見られました。これについては、第2四半期より、時間帯別の商品製造数と販売数を検証し、時間帯ごとにお客様にご満足いただける売場づくりに改善いたしました。

加えて、近年取り組んでいる、当社グループならではの魅力ある新たな商品のご提供、お客様に伝わるご案内方法の工夫等が功を奏し、既存店の買上点数は前期に比べ1.3%増加し、既存店の一品単価は前期に比べ1.0%増加いたしました。

この結果、既存店の客単価は前期に比べ2.3%増加いたしました。

＜来店客数＞

各地域における競合の激化や自社競合の影響に加え、冬季の豪雪影響もあり、来店客数は既存店で前期に比べ2.4%減少し、全店でも前期に比べ0.7%減少いたしました。

〔商品・販売動向〕

青果につきましては、冬季に急激な高値となったものの、期間全体としては前期に比べ相場が低下し、販売数量に対し売上高は伸長しませんでした。

鮮魚につきましては、恒常的な生魚全般の漁獲量減少に加え、旬の食卓を飾る魚種の不漁により季節感の打ち出しが困難でした。

飲料関連につきましては、春季から秋季にかけ気温が低めに推移したことに加え、酒税法改正に伴うビール類の価格改定もあり、販売数量の伸びを欠きました。

その他、食品事故報道の影響を受け、生魚・刺身や惣菜の一部が避けられる傾向もありました。

このように、期間を通じ苦戦を強いられる様々な事象が生じましたが、平成27年から展開を開始した新しい営業政策「ニューコンセプトⅡ＋（ツー・プラス）」は、健康・時短ニーズの高まりへの対応と食卓シーンを意識した売場構成をテーマに掲げ、一定の成果を上げております。

食事バランスには欠かせない野菜を飽きずに楽しく日々食していただくため、工夫を凝らしたサラダと関連商材を一か所に集めた売場や、生魚を店内で調理し、焼き魚や煮魚あるいはから揚げでご提供する魚菜屋というコーナーは、新店のほか改装店舗で導入し、お客様からご支持をいただいております。

また、健康ニーズから減塩商品が注目されていますが、原信ナルスでは、減塩特有の味が薄くておいしくないという問題と向き合い、だしのうまみによって、しっかりした味付けでありながら塩分を抑えた独自商品「だし香るシリーズ」を新たなブランドとして強化し、好評を得ております。

加えて、運動はお客様の健康にとって切り離せない関係であることから、原信ナルスが主催する運動サポート提案として、ウォーキング企画を立ち上げました。今後も継続的に「食」と「運動」のご提案でお客様の健康に貢献してまいります。

[販売政策]

原信ナルスでは、本年度の方針に「潜在ニーズへの対応」を掲げ、お客様の潜在的なご要望にお応えするべく取り組みを行っており、従来にはない商品のご提案方法やサービス等について、創意工夫や仮説検証を行い、実績があったものについては、全社で共有し実行に移しております。

こと本年度につきましては、地域行事やお盆の曜日回りが例年に比べ非常に不利な状況にあり、営業数値が相当低下することが事前に想定されました。これに対し、重点政策として、「売れて利益が確保できる商品の販売拡大」、「値下げ、廃棄、売れ筋商品の品切れ撲滅」、「成功事例の全社共有、活用」の3点を掲げ、グループ全体が一体感を持って力を集結し目標数値の達成に取り組みしました。

フレッセイでは、時間帯別に最適な売場を実現するための仕組みを再構築し、全店で取り組み始めました。

これらの結果、既存店の店舗売上高は、大型店舗の改装休業の影響で前期に比べ0.2%下回ることとなりましたが、全店の店舗売上高は、前期に比べ1.7%増加いたしました。

[プライベート・ブランド商品]

当社グループが開発しているプライベート・ブランド商品は、お客様より大変ご好評を得て、年々、商品数、売上高とも伸長を続けており、当期末現在では商品数332品目、年間売上高150億円を超えました。

9月には「抹茶ラテ」を発売し、年間で14万個を販売しました。この商品は近年急成長している抹茶人気をターゲットに開発したものであり、抹茶含有量を増やして味わい深い商品に仕上げるとともに、お手軽にご賞味いただけるよう粉末タイプで水や牛乳でも溶けやすく、お客様から高い評価をいただいております。

[ロジスティックス]

前期において当社グループでは4か所目の大規模物流センターとなるフレッセイ前橋物流センターが竣工いたしました。

フレッセイでは、これを活かした様々な取り組みを進めており、この効果も相まって、フレッセイ単独としての商品販売における売上総利益率は、前期に比べ0.3ポイント増加いたしました。

また、スーパーマーケット事業全体の商品販売における売上総利益率は、前期に比べ0.3ポイント増加し25.9%となりました。

[営業費用の増加]

<社会保険の適用拡大>

平成28年10月より社会保険の加入対象が広がり、従来、対象ではなかったパートタイム社員が相当数加入対象に該当することとなりました。これに伴い、当期の販売費及び一般管理費に占める法定福利費は、前期に比べ3億98百万円増加いたしました。前期比におけるこの影響は、この制度開始以後の第3四半期でほぼ一巡いたしました。

<営業利益率>

以上のことから、スーパーマーケット事業の営業利益率は、前期と同様の3.7%となりました。また、連結全体の営業利益率は、前期に比べ0.1ポイント減少し3.9%となりました。

[働きやすい職場環境]

当社グループでは、働きやすい職場環境の整備を進めております。当期におきましては、すべての会議の内容や開催時間を見直すとともに、原信ナルスにおいては、有給休暇の取得を推進いたしました。この結果、原信ナルスの正社員の有給休暇取得率は、前期に比べ18.5ポイント向上し55.7%となりました。

[出店・退店等]

出店につきましては、フレッセイ上並榎店（9月、群馬県高崎市、売場面積2,201㎡）、原信巻店（11月、新潟県新潟市、売場面積2,161㎡）、原信城岡店（3月、新潟県長岡市、売場面積1,849㎡）を新設いたしました。

改装につきましては、原信南万代店（5月、新潟県新潟市、売場面積2,068㎡）、原信中野店（7月、長野県中野市、売場面積1,838㎡）、原信桜町店（10月、新潟県小千谷市、売場面積2,058㎡）、フレッセイ倉賀野西店（3月、群馬県高崎市、売場面積1,902㎡）について実施いたしました。

退店につきましては、フレッセイ上並榎店の新設に伴い、近隣のフレッセイ並榎店（9月、群馬県高崎市、売場面積997㎡）を閉鎖し、原信城岡店の新設に伴い、近隣の原信西新町店（3月、新潟県長岡市、売場面積925㎡）を閉鎖いたしました。

[エクスプレスマーケット]

「豊かさ」、「楽しさ」、「便利さ」。当社グループは、これらのご提供を行うことで、お客様の暮らしぶり向上に役立てることをスーパーマーケットの使命と考えております。

このような考えのもと、お客様にとってより良い店舗フォーマットの検討を重ねており、近年、比較的大型の店舗で提案型売場を飛躍的に進化させた店舗フォーマット「セントラルマーケット」を原信川崎店の改装を機に始めました。

これに対し、当期においては、新たなフォーマットとして「エクスプレスマーケット」を3月に新規出店した原信城岡店で取り組み始めました。スーパーマーケットとしてお客様の利便性を維持するのに必要不可欠な品揃えに絞り込みを行う一方、お客様のライフスタイルに合わせ簡便かつ快適なお買い物環境を実現し、比較的小商圈でも採算を確保しながら出店できる形態として、今後、深耕を図ってまいります。

[業績]

以上の結果、当期におけるスーパーマーケット事業の売上高は2,317億26百万円（前期比1.9%増）、営業利益は84億68百万円（前期比0.0%減）となりました。

② その他の事業

[清掃事業]

スーパーマーケット事業向けの販売は、請負先の増加に伴い増加いたしました。また、外部顧客向けの販売も若干増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ1.8%増加いたしましたが、サービス原価の増加により営業利益は前期に比べ6.8%減少いたしました。

[情報処理事業]

スーパーマーケット事業向けの販売は、情報機器販売及び受託情報処理量の増加により増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、受注案件の増加とその納入が順調に進み増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ14.9%増加し、営業利益は前期に比べ47.9%増加いたしました。

[印刷事業]

スーパーマーケット事業向けの販売は、チラシ、各種資材、イベント企画の受注の増加により増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、販路の拡大に努め増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ5.2%増加しましたが、諸経費が増加したため営業利益は前期に比べ16.7%減少いたしました。

[運輸事業]

当社グループ全体の事業運営における最適化の観点から検討を重ねた結果、平成29年4月をもって当社グループとしての事業運営を取りやめました。

[自動車販売事業]

今後の事業展望に関し検討を重ねてまいりましたが、スーパーマーケット事業との相乗効果が見込めず、他社への事業譲渡が適当であるとの結論に至ったため、平成29年9月をもって、当該事業を行っている株式会社清和コーポレーションの当社グループが所有していた全株式を売却する方法により、当社グループ外部へ事業譲渡いたしました。

[業績]

以上の結果、当期におけるその他の事業の売上高は54億87百万円（前期比20.5%減）、営業利益は6億79百万円（前期比4.0%増）となりました。

（注）セグメント別の状況については、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

当社グループのセグメント別売上高の状況は、次のとおりであります。

項 目			第 66 期		第 67 期 (当期)		対前期比
			(平成29年 3 月期)		(平成30年 3 月期)		
			金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
ス ー パ ー マ ー ケ ャ ッ ト	生 鮮 食 品	青 果	31,299	13.4	31,623	13.3	101.0
		精 肉	25,659	10.9	26,473	11.2	103.2
		水 産	23,077	9.8	23,143	9.8	100.3
		惣 菜	21,704	9.3	22,173	9.3	102.2
	計		101,740	43.4	103,415	43.6	101.6
	一 般 食 品	デ イ リ ー	43,980	18.8	45,134	19.0	102.6
		加 工 食 品	59,289	25.3	60,246	25.4	101.6
		インストアベカリー	3,313	1.4	3,479	1.5	105.0
	計		106,584	45.5	108,860	45.9	102.1
	住 居		7,859	3.4	7,655	3.2	97.4
	衣 料 品		151	0.1	140	0.1	92.9
	そ の 他		232	0.1	227	0.1	98.0
	営 業 収 入		10,640	4.6	11,271	4.7	105.9
セグメント間の 内部売上高又は振替高		142	0.0	155	0.1	109.0	
小 計		227,350	97.1	231,726	97.7	101.9	
そ の 他	外部顧客に対する売上高		1,691	0.7	1,239	0.5	73.3
	セグメント間の 内部売上高又は振替高		5,211	2.2	4,247	1.8	81.5
	小 計		6,902	2.9	5,487	2.3	79.5
合 計			234,253	100.0	237,214	100.0	101.3

- (注) 1. 営業収入は、不動産賃貸収入、配送委託料収入等であります。
2. セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3. 金額は販売金額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資額は、62億32百万円（うち、有形固定資産の取得による支出57億87百万円、無形固定資産の取得による支出2億86百万円、リース資産の取得等1億58百万円）であります。

その主なものは、下記のとおり、新設3店舗及び改装4店舗に係るものであり、これらに必要な資金は自己資金及びリース契約により充当いたしました。（新設）

事業所名	所在地	開設日
フレッシュ 上並榎店	群馬県高崎市	平成29年9月29日
原信 巻店	新潟県新潟市	平成29年11月2日
原信 城岡店	新潟県長岡市	平成30年3月23日

（改装）

事業所名	所在地	改装完了日
原信 南万代店	新潟県新潟市	平成29年5月26日
原信 中野店	長野県中野市	平成29年7月15日
原信 桜町店	新潟県小千谷市	平成29年10月7日
フレッシュ 倉賀野西店	群馬県高崎市	平成30年3月23日

3. 資金調達の状況

当期において実施いたしました当社グループの資金調達額は、11億2百万円（うち、短期借入金の純増加額11億円及びリース債務の増加2百万円）であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

自動車販売事業については、平成29年9月をもって、当該事業を行っている株式会社清和コーポレーションの当社グループが所有していた全株式を売却する方法により、当社グループ外部へ事業譲渡いたしました。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

国内景気の先行きは、内在する諸問題解決の糸口が見えず、加えて、混沌たる国際情勢の影響を受け、当面、成長鈍化の状況は続くと考えております。

また、当社グループを取り巻く事業環境においては、業態の垣根を超えた新たな競合の出現、求人倍率の高止まりによる採用難等、当社グループが成長を続けるために長期的視点で立ち向かっていくべき課題が山積しております。

このような状況において、当社グループ各社は、地域に密着した日々の生活基盤として、商品の品揃え・品質・価格やサービス等、お客様のご要望にお応えし、お客様の生活に少しでもお役に立てるように努め、優良なリージョナル・チェーンの実現を目指してまいります。

次期につきましては、新規出店2店舗、移転1店舗及び食品加工センター1か所の新設を計画しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

9. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 64 期 (平成27年3月期)	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (当期) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	212,611	223,709	228,899	232,810
経 常 利 益 (百万円)	6,780	8,634	9,185	9,205
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,296	4,664	5,784	6,070
1株当たり 当期純利益 (円)	141.21	199.84	247.80	260.06
総 資 産 (百万円)	92,557	93,001	95,634	99,710
純 資 産 (百万円)	41,832	45,240	49,790	54,485
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,792.05	1,938.09	2,133.02	2,334.17

(2) 当社の財産及び損益の状況

項 目	第 64 期 (平成27年3月期)	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (当期) (平成30年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	1,682	2,068	2,317	2,490
経 常 利 益 (百万円)	1,039	1,343	1,542	1,648
当期純利益 (百万円)	966	1,247	1,473	1,566
1株当たり 当期純利益 (円)	41.40	53.45	63.11	67.10
総 資 産 (百万円)	37,665	35,355	34,613	33,619
純 資 産 (百万円)	25,874	26,187	26,188	26,167
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,108.44	1,121.86	1,121.92	1,121.00

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社に親会社はないため、該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社原信	500	100	スーパーマーケット業
株式会社ナルス	450	100	スーパーマーケット業
株式会社フレッセイ	450	100	スーパーマーケット業
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	100	100	各種商品卸売業、 シェアードサービス業
株式会社ローリー	50	100	食品製造加工業
アクシアル レーベル株式会社	100	100	各種商品開発業
株式会社フレッセイヒューマンズネット	10	100	障害者雇用、人材派遣業
高翔商事株式会社	30	100	不動産管理業
株式会社原興産	223	100	清掃業、不動産賃貸業、 保険代理店業
株式会社アイテック	10	100	情報処理業、 ソフトウェア開発業
高速印刷株式会社	14	100	印刷業、各種媒体企画・ 制作業、広告代理店業
力丸流通サービス株式会社	30	100	清掃業

- (注) 1. 議決権比率は、当社による直接保有分及び当社の子会社を通じた間接保有分の合計の議決権数の比率であります。
2. 力丸流通サービス株式会社は、前期まで運輸業を行っていましたが、同事業の運営を取りやめました。
3. 前期において当社の子会社であった株式会社清和コーポレーションは、当社グループが保有する同社の株式をすべて売却したため、当社の子会社に該当しないこととなりました。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当期末日において、当社の完全子会社のうち、保有する株式の帳簿価額が当社の総資産の5分の1を超える会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社原信	新潟県長岡市中興野18番地2	13,094百万円
株式会社フレッセイ	群馬県前橋市力丸町491番地1	10,176百万円

(注) 当期末日における当社の総資産額は、33,619百万円であります。

11. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社で構成し、スーパーマーケットの経営を主な事業の内容としております。

12. 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

(当社)

本社 新潟県長岡市

(子会社)

株式会社原信

本社 新潟県長岡市

物流センター 国内2拠点 (新潟県2拠点)

スーパーマーケット 国内64店舗 (新潟県57店舗、長野県5店舗、富山県2店舗)

株式会社ナルス

本社 新潟県上越市

物流センター 国内1拠点 (新潟県1拠点)

スーパーマーケット 国内14店舗 (新潟県14店舗)

100円ショップ 国内1店舗 (新潟県1店舗)

株式会社フレッセイ

本社		群馬県前橋市
物流センター	国内 1 拠点	(群馬県 1 拠点)
スーパーマーケット	国内51店舗	(群馬県46店舗、栃木県 2 店舗、埼玉県 3 店舗)
100円ショップ	国内 4 店舗	(群馬県 4 店舗)
フィットネスクラブ	国内 1 店舗	(群馬県 1 店舗)

原信ナルスオペレーションサービス株式会社

新潟県長岡市

株式会社ローリー

本社		新潟県長岡市
工場	国内 5 工場	(新潟県 5 工場)

アクシアル レーベル株式会社

新潟県長岡市

株式会社フレッセイヒューマンズネット

群馬県前橋市

高翔商事株式会社

群馬県高崎市

株式会社原興産

新潟県長岡市

株式会社アイテック

新潟県長岡市

高速印刷株式会社

新潟県長岡市

力丸流通サービス株式会社

群馬県前橋市

13. 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前期末比増減
スーパーマーケット	2,313名（ 6,334名）	55名増加（ 197名増加）
その他	119名（ 79名）	43名減少（ 83名減少）
全社（共通）	15名（ 0名）	1名増加（ —）
合 計	2,447名（ 6,413名）	13名増加（ 114名増加）

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、持株会社である当社の使用人数であります。
3. 「その他」の使用人数の減少は、運輸事業について当社グループとしての事業運営を取りやめたこと、並びに、自動車販売事業を当社グループ外部へ事業譲渡したことによるものであります。

（2）当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名（ 0名）	1名増加（ —）	57.1歳	4.8年

- （注）使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。

14. 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	706百万円
株式会社群馬銀行	615百万円
株式会社三井住友銀行	608百万円
株式会社北越銀行	400百万円
株式会社みずほ銀行	272百万円

- （注）借入額は、企業集団ベースでの金額であります。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 38,000,000株

2. 発行済株式の総数 23,388,039株

（注）自己株式45,481株を含んでおります。

3. 株主数 7,691名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
原 和彦	1,252	5.36
株式会社ニューサンライフ	884	3.78
原 信博	846	3.62
株式会社第四銀行	835	3.58
株式会社商工組合中央金庫	728	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	561	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	559	2.39
植木 威行	507	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	504	2.16
アクシアル リテイリング従業員持株会	476	2.04

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 原和彦氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原和彦アセットマネジメント株式会社が所有する株式数20千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 原信博氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原信博事務所株式会社が所有する株式数160千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、新株予約権等を発行しておらず、該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	はら 原 かず 和 ひこ 彦	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社ローリー 代表取締役会長 株式会社原興産 取締役 株式会社シジシージャパン 取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟 社外取締役
代表取締役副社長	うえ 植 き 木 たけ 威 ゆき 行	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット 代表取締役社長 高翔商事株式会社 代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社 代表取締役会長
取締役副社長	い がらし やす お 五十嵐 安 夫	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役副社長
専務取締役	やま ぎし ぶん ご 山 岸 豊 後	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 専務取締役 株式会社アイテック 取締役
常務取締役	こ いで あきら 小 出 朗	執行役員 (重要な兼職の状況) アクシアルレーベル株式会社 代表取締役社長 株式会社フレッセイ 取締役
取締役	もり やま ひとし 森 山 仁	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 代表取締役社長
取締役	まる やま みつ ゆき 丸 山 三 行	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役

会社における 地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	か べ とし お 加 部 敏 夫	執行役員 (重要な兼職の状況) 力丸流通サービス株式会社 代表取締役社長 株式会社フレッセイ 取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役
取締役	なか がわ まなぶ 中 川 学	執行役員 (重要な兼職の状況) 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役
取締役 (社外)	ほそ かい いわお 細 貝 巖	(重要な兼職の状況) 細貝法律事務所 所長 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社大光銀行 社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部 監査役
取締役 (社外)	にい はら こう いち 新 原 皓 一	(重要な兼職の状況) 一般社団法人地域ルネサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長 公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長
常勤 監査役 (社外)	や こ じゅん いち 八 子 淳 一	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役
常勤 監査役	ふじ た ともさぶろう 藤 田 友三郎	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 監査役
常勤 監査役	いわ さき りょう じ 岩 崎 良 次	(重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 監査役
監査役 (社外)	かね こ けん ぞう 金 子 健 三	(重要な兼職の状況) 新潟県民共済生活協同組合 監事 株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング 監査役

- (注) 1. 取締役細貝巖氏並びに新原皓一氏は、社外取締役であります。
また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役八子淳一氏並びに金子健三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役八子淳一氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役金子健三氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動（重任を除く。）はありません。
6. 当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の目的から執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している者以外の執行役員の状況は以下のとおりであります。（平成30年3月31日現在）

氏 名				担 当	
よし 吉	だ 田	ひろ 浩	かず 和	執行役員	財務経理部長
まつ 松	ぐち 口	かつ 克	ひこ 彦	執行役員	総務部長
こ 小	ばやし 林	まさ 政	のぶ 信	執行役員	経営企画部長
まる 丸	やま 山	まさ 将	のり 範	執行役員	TQM推進部長
まつ 松	だ 田	やす 易	のぶ 伸	執行役員	物流企画部長
いし 石	だ 田	なお 直	き 樹	執行役員	品質安全部長
こ 小	ぐれ 暮	まさ 昌	あき 明	執行役員	建築設備企画部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨定めております。

これに基づき、社外取締役細貝巖氏並びに新原皓一氏及び社外監査役八子淳一氏並びに金子健三氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当期に係る報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	11名	444百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(10百万円)
監 査 役	4名	49百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(22百万円)
合 計	15名	493百万円
(うち社外役員)	(4名)	(32百万円)

(注) 1. 報酬支給額は株主総会の決議による報酬額の範囲内であります。なお、報酬限度額（役員賞与を含み、取締役の使用人分給与は含まない年額。）の内容は以下のとおりであります。

取締役 500百万円（平成19年6月28日開催 第56期定時株主総会決議）

監査役 50百万円（平成12年6月29日開催 第49期定時株主総会決議）

2. 報酬等の決定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である報酬委員会（社外取締役2名及び代表取締役以外の取締役4名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会又は監査役会で決定しております。

3. 当期に係る報酬等の総額には、次の額が含まれております。

(1) 当期において受ける見込みの額が明らかになった役員賞与の額

取締役 11名 263百万円（うち、社外取締役 2名 4百万円）

監査役 4名 18百万円（うち、社外監査役 2名 8百万円）

(2) 複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額

取締役 6名 6百万円（うち、社外取締役は該当なし。）

監査役 3名 2百万円（うち、社外監査役 1名 1百万円）

4. 使用人兼務取締役に對する使用人分給与の支給はありません。

(2) 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細 貝 巖	細貝法律事務所 所長	該当事項はありません。
		三幸倉庫株式会社 代表取締役社長	該当事項はありません。
取締役	新原 皓一	一般社団法人地域ルネサンス創造機構シンクタンク・ザ・リパーバンク 理事長	該当事項はありません。
		公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長	該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細 貝 巖	株式会社大光銀行 社外取締役	資金の借入を行っております。
		株式会社中越カントリー倶楽部 監査役	該当事項はありません。
監査役	八子 淳一	株式会社原信 監査役	当社の子会社であります。
		原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役	当社の子会社であります。
監査役	金子 健三	新潟県民共済生活協同組合 監事	該当事項はありません。
		株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング 監査役	該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 (16回開催)	監査役会 (15回開催)
		出席回数 / 開催回数	出席回数 / 開催回数
取 締 役	細 貝 巖	16回 / 16回	—
取 締 役	新 原 皓 一	15回 / 16回	—
監 査 役	八 子 淳 一	15回 / 16回	15回 / 15回
監 査 役	金 子 健 三	15回 / 16回	15回 / 15回

(注) 開催回数は、在任期間中における開催回数であります。

② 取締役会及び監査役会における活動状況

区 分	氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会における活動状況
取 締 役	細 貝 巖	4 年	弁護士としての専門的見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
取 締 役	新原皓一	2 年	研究者として指導的立場で活躍した経験に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監 査 役	八子淳一	4 年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監 査 役	金子健三	14年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当社の子会社である株式会社原信についても、有限責任監査法人トーマツが会社法に基づく監査の会計監査人となっております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、非監査業務に係る報酬等はありません。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬との対応関係が適切であると判断し、これに同意いたしました。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく会計監査人の損害賠償責任を限定する事項を定款に定めておらず、該当事項はありません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、TQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（TQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

(6) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（TQM）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤ その他当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議の上、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

(8) 第7号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

(9) 当社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

② 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報保護は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

(1) 業務執行に関する事項

当期におきましては、16回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しています。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っています。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取がなされています。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

① 内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全社を対象に実施しております。

② 財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③ 経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、TQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（TQM）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

④ **環境内部監査の執行**

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはISO14001の認証を審査時に稼働していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ **コンプライアンスに関する審議**

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じることとしております。

⑥ **リスク評価**

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討をしております。

⑦ **その他**

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社ごとに労働組合の執行部数名と各社の取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しています。

(2) 内部監査及び監査役監査に関する事項

① **内部監査の組織、人員及び手続**

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（7名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査が実施されることとなっております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置が執行されることとなっており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施することとしております。

② 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役は、当期末現在、常勤3名、非常勤1名の計4名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者2名、当社子会社監査役経験者1名、当社子会社執行役員経験者1名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けることとしております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は15回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行うこととしております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われるとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証がなされております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的な投資家向け広報活動の実施により、当社に対するステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応える上で重要であると考えております。

このため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ業績に連動した配当を行うことを基本としております。

1株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、1株当たり連結当期純利益の概ね30%程度を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,393	流動負債	30,877
現金及び預金	12,137	買掛金	15,218
受取手形及び売掛金	1,403	短期借入金	1,600
リース投資資産	1,062	1年内返済予定の長期借入金	1,305
たな卸資産	5,148	リース債務	428
未収還付法人税等	312	未払法人税等	1,846
繰延税金資産	1,012	ポイント引当金	88
その他の	3,326	役員賞与引当金	431
貸倒引当金	△8	賞与引当金	1,876
固定資産	75,317	その他の	8,082
有形固定資産	58,793	固定負債	14,348
建物及び構築物	29,840	長期借入金	434
機械装置及び運搬具	622	リース債務	3,115
土地	20,822	資産除去債務	5,091
リース資産	2,496	長期預り保証金	5,193
建設仮勘定	2,256	役員退職慰労引当金	38
その他の	2,754	退職給付に係る負債	254
無形固定資産	1,999	その他の	219
のれん	0	負債合計	45,225
その他の	1,999	純資産の部	
投資その他の資産	14,523	株主資本	52,637
投資有価証券	3,875	資本剰余金	3,159
長期貸付金	21	資本剰余金	15,749
繰延税金資産	2,029	利益剰余金	33,787
敷金及び保証金	7,539	自己株式	△59
その他の	1,105	その他の包括利益累計額	1,847
貸倒引当金	△48	その他有価証券評価差額金	1,745
資産合計	99,710	退職給付に係る調整累計額	101
		純資産合計	54,485
		負債・純資産合計	99,710

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		232,810
売上原価		166,659
売上総利益		66,150
販売費及び一般管理費		57,082
営業利益		9,068
営業外収益		
受取利息	60	
受取配当金	44	
補助金収入	41	
その他の	83	229
営業外費用		
支払利息	86	
その他の	5	91
経常利益		9,205
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	0	21
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	58	
減損損失	44	
子会社株式売却損	80	184
税金等調整前当期純利益		9,043
法人税、住民税及び事業税	2,937	
法人税等調整額	35	2,972
当期純利益		6,070
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		6,070

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,159	15,749	29,304	△58	48,155
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,587		△1,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,070		6,070
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	0	4,483	△0	4,482
当 期 末 残 高	3,159	15,749	33,787	△59	52,637

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,569	66	1,635	49,790
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△1,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			—	6,070
自 己 株 式 の 取 得			—	△0
自 己 株 式 の 処 分			—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	176	35	212	212
当 期 変 動 額 合 計	176	35	212	4,695
当 期 末 残 高	1,745	101	1,847	54,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,109	流 動 負 債	7,148
現 金 及 び 預 金	250	短 期 借 入 金	1,600
た な 卸 資 産	0	関 係 会 社 短 期 借 入 金	3,950
前 払 費 用	3	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,032
繰 延 税 金 資 産	11	未 払 金	19
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	4,470	未 払 費 用	200
1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	908	未 払 法 人 税 等	22
未 収 入 金	9	未 払 消 費 税 等	16
未 収 還 付 法 人 税 等	281	預 り 金	7
そ の 他	173	役 員 賞 与 引 当 金	282
固 定 資 産	27,510	賞 与 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	0	固 定 負 債	304
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	長 期 借 入 金	304
無 形 固 定 資 産	7	負 債 合 計	7,452
商 標 権	5	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	1	株 主 資 本	26,167
投 資 そ の 他 の 資 産	27,502	資 本 金	3,159
投 資 有 価 証 券	62	資 本 剰 余 金	13,957
関 係 会 社 株 式	26,369	資 本 準 備 金	13,731
出 資 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	226
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	990	利 益 剰 余 金	9,108
繰 延 税 金 資 産	79	利 益 準 備 金	327
資 産 合 計	33,619	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,780
		別 途 積 立 金	7,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,780
		自 己 株 式	△59
		純 資 産 合 計	26,167
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,619

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,490
営 業 費 用		855
営 業 利 益		1,635
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	32	
そ の 他	4	36
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
そ の 他	0	23
経 常 利 益		1,648
税 引 前 当 期 純 利 益		1,648
法人税、住民税及び事業税	83	
法 人 税 等 調 整 額	△1	82
当 期 純 利 益		1,566

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,159	13,731	225	13,957
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	3,159	13,731	226	13,957

	株 主 資 本						純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	327	7,000	1,801	9,129	△58	26,188	26,188
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△1,587	△1,587		△1,587	△1,587
当 期 純 利 益			1,566	1,566		1,566	1,566
自己株式の取得				—	△0	△0	△0
自己株式の処分				—	0	0	0
当期変動額合計	—	—	△20	△20	△0	△21	△21
当 期 末 残 高	327	7,000	1,780	9,108	△59	26,167	26,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

アクシアル リテイリング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	武	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシアル リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

アクシアル リテイリング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	武	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査規程ならびに監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

アクシアル リテイリング株式会社

監査役会

常勤監査役（社外監査役）	八 子 淳 一	㊞
常勤監査役	藤 田 友三郎	㊞
常勤監査役	岩 崎 良 次	㊞
社外監査役	金 子 健 三	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。

第67期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき、次のとおりとさせていただきます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金50円
配当総額	1,167,127,900円

これにより、当期における1株当たり年間配当金は、中間配当金（1株につき20円）と合わせますと、前期に比べ2円増加の1株につき70円となり、連結配当性向は26.9%となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役2名及び代表取締役以外の取締役4名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

当社の取締役候補者選定基準は次のとおりであります。

（取締役候補者選定基準）

当社における取締役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議を得て選定する。

1. 指名方針

- （1）株主の負託に応え、取締役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- （2）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献することが期待できる者であること。
- （3）第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- （4）社外取締役については、会社法第2条第15号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

2. 欠格事由

- （1）反社会的勢力との関係が認められる者。
- （2）会社法第331条第1項に定める欠格事由に該当する者。
- （3）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者。
- （4）取締役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
1	はら かず ひこ 原 和 彦 (昭和42年2月22日生) 【再任候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 平成元年4月 株式会社西友フーズ（現・合同会社西友）入社 平成6年4月 当社入社 平成12年4月 当社企画部長 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社商品部長 平成19年5月 当社専務取締役 平成19年5月 当社執行役員 平成20年5月 株式会社原信代表取締役社長（現任） 平成20年5月 当社代表取締役社長（現任） ● 取締役在任期間 18年 ● 所有する当社の株式数 1,252,148株 ● 重要な兼職の状況 株式会社原信 代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社ローリー 代表取締役会長 株式会社原興産 取締役 株式会社シジシージャパン 取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟 社外取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 原和彦氏は、当社の創業家に生まれ創業の精神を引継ぎ、現在、当社の代表取締役社長並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の代表取締役社長に就任しています。同氏は当社入社後、主に商品調達部門で手腕を発揮し、その実績が高く評価され、現在の職に就きました。社長就任後は、経営ビジョンを刷新し、変化し続ける社会環境に対する確な感じ取りを行っていくことで、就任当時の会社規模を急成長させており、その経営手腕をかわれ、全国のスーパーマーケットで結成する日本最大の協業組織である株式会社シジシージャパンの取締役会長にも就任し、業界の発展に尽くしています。これらの実績を考慮するとともに、最高経営責任者として更なる当社の成長を牽引していくことが今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
2	う え き た け ゆ き 植 木 威 行 (昭和46年 1 月30日生) 【 再 任 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位、担当 平成6年4月 株式会社シジシージャパン入社 平成10年9月 株式会社フレッセイ入社 平成12年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成14年2月 同社営業推進部長 平成15年2月 同社経営企画部長 平成15年4月 同社取締役副社長 平成15年10月 同社管理本部長 平成18年1月 同社営業本部長 平成21年5月 同社代表取締役社長（現任） 平成25年10月 当社代表取締役副社長（現任） ● 取締役在任期間 5年 ● 所有する当社の株式数 507,486株 ● 重要な兼職の状況 株式会社フレッセイ 代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット 代表取締役社長 高翔商事株式会社 代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社 代表取締役会長 ● 取締役候補者として選定した理由 植木威行氏は、当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの創業家に生まれ、現在、当社の代表取締役副社長並びに同社の代表取締役社長に就任しています。同氏は、同社において、営業・管理の様々な部門の長を歴任し、会社経営における多様な経験を積んだ後、同社の最高経営責任者として群馬県最大店舗数のスーパーマーケットを率いており、同社の着実な発展を成し遂げるとともに、当社グループ全体の発展のためにも指導者としての責務を果たしています。これらの実績を考慮するとともに、当社が広域なスーパーマーケットチェーンとして更なる発展をするため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
3	い が ら し や す お 五十嵐 安 夫 (昭和22年8月26日生) 【再任候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和45年3月 北日本食品工業株式会社（現・株式会社ブルボン）入社 昭和61年9月 当社入社 平成元年4月 当社人事部長 平成4年6月 当社取締役 平成10年7月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成19年5月 当社取締役副社長（現任） 平成19年5月 当社執行役員（現任） 平成19年5月 当社労務部、人事教育室、TQM・CSR室管掌 平成20年5月 当社人事・組織・環境統括 平成24年4月 当社人事教育・総務・業務システム・TQMCSR分掌 ● 取締役在任期間 26年 ● 所有する当社の株式数 35,470株 ● 重要な兼職の状況 株式会社原信 取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役副社長 ● 取締役候補者として選定した理由 五十嵐安夫氏は、現在、当社の取締役副社長に就任しています。同氏は、長らく当社の人事総務部門を率い人材の育成に努めるとともに、当社グループの経営の根幹であるTQM活動（トータル・クオリティ・マネジメント）を推進してきました。現在、当社のTQM活動のレベルは、専門団体から数多くの賞を受賞をするなど全国のトップレベルにあります。このTQM活動は、全従業員が自らに与えられた業務において、小集団を作り様々な問題解決や課題達成に科学的手法で主体的に取り組む全員参加型の活動であり、他社には真似しがたい当社独自の強みになっています。これらの実績を考慮するとともに、当社が広域に拡大していく過程において、人材育成と経営の根幹を支える活動を一層推進するため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
4	やま ぎし ぶん ご 山 岸 豊 後 (昭和31年9月24日生) 【 再 任 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和54年3月 北日本食品工業株式会社（現・株式会社ブルボン）入社 昭和61年1月 当社入社 平成10年6月 当社経理部長 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成15年3月 当社経営企画部長 平成19年5月 当社執行役員（現任） 平成19年5月 当社経営企画室、内部統制管理室管掌 平成20年5月 当社経営企画・物流統括 平成24年4月 当社財務経理・経営企画・店舗開発・店舗企画・物流分掌 平成24年6月 当社専務取締役（現任） ● 取締役在任期間 20年 ● 所有する当社の株式数 26,800株 ● 重要な兼職の状況 株式会社原信 専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 専務取締役 株式会社アイテック 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 山岸豊後氏は、現在、当社の専務取締役に就任しています。同氏は、長らく当社の様々な経営課題・出店戦略に関わり、当社の事業展開に貢献してまいりました。その関与は、特定の領域に収まらず、様々な会議体、プロジェクトに参画し、全体最適の観点から幅広い視野で検討を行う当社の柔軟な経営判断を支えています。また、当社の最高財務責任者として、財務経理に相当程度の知見を有し、様々なステークホルダーとの対話にも積極的に取り組んでいます。これらの実績を考慮するとともに、当社が様々な経営課題に対処していくため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
5	もり やま ひとし 森 山 仁 (昭和27年2月25日生) 【再任候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和52年3月 株式会社福屋入社 平成3年4月 同社と当社の合併により当社へ移籍 平成12年4月 当社店舗運営部長 平成12年6月 当社取締役 平成19年5月 株式会社原信常務取締役 平成19年5月 当社店舗運営統括 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成24年4月 株式会社ナルス代表取締役社長（現任） 平成25年10月 当社執行役員（現任） ● 取締役在任期間 16年 ● 所有する当社の株式数 21,200株 ● 重要な兼職の状況 株式会社ナルス 代表取締役社長 ● 取締役候補者として選定した理由 森山仁氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社ナルスの代表取締役社長に就任しています。同氏は、当社で長らく店舗運営の最高責任者として活躍し、株式会社ナルスの代表者に就任してからは、その経験を活かし、同社の発展に貢献してまいりました。同社は、現在、当社グループ内で最高の経営効率を達成しています。これらの実績を考慮するとともに、引き続き当社グループの中核企業の一つを率いていく上で、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
6	まるやまみつゆき 丸 山 三 行 (昭和29年2月24日生) 【 再 任 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和58年9月 国会議員秘書 昭和62年9月 当社入社 平成19年5月 当社作業システム室長 平成19年5月 当社執行役員（現任） 平成22年4月 当社業務システム統括 平成24年4月 当社店舗運営部長 平成24年6月 当社取締役（現任） ● 取締役在任期間 6年 ● 所有する当社の株式数 17,450株 ● 重要な兼職の状況 株式会社原信 常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 丸山三行氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の常務取締役として、店舗運営における最高責任者に就任しています。その活動は、当社店舗が広域出店し店舗数が増加しても、それぞれの店舗によって隔たりのない商品、サービスをご提供するために必要な事項の管理や従業員が働きやすい職場環境の維持管理など多岐にわたります。当社グループ全体では年間で延べ1億人を超えるお客様からご利用いただいておりますが、厳しい競合環境においても当社店舗が出店地域に不可欠な存在としてあり続け、成長し続けるためには、最も営業現場に近い立場で指導力を発揮し成果を実現してきたその経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
7	かべとしお 加部敏夫 (昭和25年12月14日生) 【再任候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和60年11月 株式会社松清本店（現・株式会社フレッセイ）入社 平成15年10月 同社店舗運営一部長 平成17年2月 同社商品二部長 平成17年3月 同社執行役員（現任） 平成18年2月 同社グロサリー部長 平成22年2月 同社総合企画部長 平成23年5月 同社取締役（現任） 平成25年5月 力丸流通サービス株式会社代表取締役社長（現任） 平成25年10月 当社取締役（現任） 平成25年10月 当社執行役員（現任） ● 取締役在任期間 5年 ● 所有する当社の株式数 1,200株 ● 重要な兼職の状況 力丸流通サービス株式会社 代表取締役社長 株式会社フレッセイ 取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット 取締役 アクシアルレーベル株式会社 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 加部敏夫氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの取締役専務執行役員に就任しています。同氏は、株式会社フレッセイで営業・管理の様々な部門の長を歴任し、現在では同社の経営における全体調整並びに営業部門の統括を指揮しています。同社は、当社と経営統合直後から、会社全体の様々な問題や改革に取り組み、経営統合の成果が数字に表れるようになりました。これらの実績を考慮するとともに、引き続き当社グループの中核企業の一つを率いていく上で、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
8	なか がわ まなぶ 中 川 学 (昭和32年11月17日生) 【 再 任 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和56年4月 株式会社西友（現・合同会社西友）入社 平成20年9月 当社入社 平成21年4月 原信ナルスロジテック株式会社（現・原信ナルスオペレーションサービス株式会社）商品本部グロサリー部長 平成24年4月 同社取締役 平成25年9月 同社執行役員（現任） 平成26年1月 アクシアル レーベル株式会社取締役（現任） 平成27年3月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社商品本部長（現任） 平成28年5月 同社取締役（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） ● 取締役在任期間 2年 ● 所有する当社の株式数 1,917株 ● 重要な兼職の状況 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 中川学氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である原信ナルスオペレーションサービス株式会社で取締役執行役員商品本部長として、原信、ナルス店舗で販売する商品調達の最高責任者に就任しています。当社が事業運営を行う上で、商品政策に関する事項は最重要事項の一つです。昨今、食に対する志向は、生活スタイルや家族構成の変化に伴い多様化しています。こうした状況においても、同氏は、当社がお客様にご支持をいただける品質・価格を備えた商品の調達に努めるとともに、新たな方向性の打ち出しにも挑戦し、お客様満足の実現と収益確保に貢献してまいりました。これらの実績を考慮するとともに、当社グループ全体の商品政策の最高責任者として、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
9	はやかわ ひとし 早川 仁 (昭和33年1月3日生) 【新任候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和55年3月 当社入社 平成14年4月 当社作業システム部長 平成18年7月 株式会社原信取締役（現任） 平成21年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社営業企画統括部長 平成24年4月 当社営業企画部長 平成25年10月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社執行役員 平成25年10月 同社営業企画部長 平成27年3月 同社商品本部生鮮部長 平成30年3月 株式会社ローリー代表取締役社長（現任） ● 取締役在任期間 — ● 所有する当社の株式数 6,300株 ● 重要な兼職の状況 株式会社ローリー 代表取締役社長 株式会社原信 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 早川仁氏は、新任の取締役候補者です。同氏は、当社に入社以来、長年にわたり、主に商品・営業に関する様々な部門での業務を経験し、蓄積した深い知見を認められ、本年3月には、当社グループの食品製造・加工会社である株式会社ローリーの代表取締役社長に就任いたしました。当社グループの強みである、総菜を中心とした様々な商品の開発・供給による他社との差別化戦略の推進、安定した品質を維持した食品の集中加工による効率化・原価低減の施策は、当社グループの成長戦略にとって重要性が増しており、同社はその役割を担い、一層の拡大が期待されています。こうした状況において、同氏が当社グループ全体の観点から、その役割を推進していくため、その経営手腕が期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
10	ほそ かい いわお 細 貝 巖 (昭和33年7月4日生) 【 再 任 候 補 者 】 【 社 外 候 補 者 】 【 独 立 役 員 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位、担当 平成4年4月 第二東京弁護士会登録 平成9年6月 新潟県弁護士会登録 平成11年3月 細貝法律事務所所長（現任） 平成16年6月 当社社外監査役 平成18年4月 株式会社原信社外監査役 平成22年1月 三幸倉庫株式会社代表取締役社長（現任） 平成22年6月 当社社外監査役 平成26年6月 当社社外取締役（現任） ● 社外取締役在任期間 4年 ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職の状況 細貝法律事務所 所長 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社大光銀行 社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部 監査役 ● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項は、以下のとおりであります。 当社社外監査役への就任 （平成16年6月～平成18年3月、平成22年6月～平成26年6月） 当社子会社（株式会社原信）社外監査役への就任 （平成18年4月～平成22年6月） ● 社外取締役候補者として選定した理由 細貝巖氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、弁護士として培われた高い職業的倫理観、専門的知識、経験等を有しており、企業に関わる法務を主要な業務対象としていることから企業経営及び法務に関する相当程度の知見を有しており、就任以来、客観的見地から必要な助言を行う等、社外役員として当社の経営に適切に関与してきました。これらの実績を考慮するとともに、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
11	にい はら こう いち 新 原 皓 一 (昭和16年9月28日生) 【再任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】	● 略歴、当社における地位、担当 昭和43年4月 東北大学金属材料研究所助手 昭和53年10月 同大学金属材料研究所助教授 昭和61年4月 防衛大学校物理教室教授 平成元年7月 大阪大学産業科学研究所教授 平成3年4月 同大学高機能極限材料研究センター長 平成17年4月 同大学名誉教授（現任） 平成17年4月 国立大学法人長岡技術科学大学極限エネルギー密度工学研究センター長 平成21年9月 同大学学長 平成27年9月 同大学名誉教授（現任） 平成28年6月 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク理事長（現任） 平成28年6月 当社社外取締役（現任） 平成29年6月 公益財団法人泉科学技術振興財団理事長（現任） ● 社外取締役在任期間 2年 ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職の状況 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長 公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長 ● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項はありません。 ● 社外取締役候補者として選定した理由 新原皓一氏は、大学の名誉教授であり、会社経営に関与したことはありませんが、長きにわたり、国内外で高度な専門分野における研究者として指導的立場で活躍した豊かな経験と幅広い視野を有しており、当社の事業と関連の深い様々な研究者との人脈も築いています。また、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、社外役員としての役割を果たしています。これらの適性を活かし、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成30年3月31日現在の所有株式数を記載しており、他人名義を含めた実質所有株式数で記載しております。
3. 細貝巖氏並びに新原皓一氏は、社外取締役候補者であります。
- 社外役員候補者の選定にあたっては、会社法が定める要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に従っており、両氏はいずれもこの要件を満たしております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は次のとおりであります。
- (社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）が、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注2）
2. 当社の主要株主（注3）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその関係会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
3. 当社が主要株主である会社及びその関係会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）又はその関係会社の業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先（注5）又はその関係会社の業務執行者
6. 当社グループから多額（注6）の寄付又は助成を受けている者又は当該寄付又は助成を受けている者が法人又は団体である場合には当該寄付又は助成を受けている者又はその関係会社の業務執行者
7. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその関係会社の業務執行者
8. 当社が資金調達を行っている主要な金融機関その他大口債権者（以下、併せて「大口債権者等」（注7）といいます。）又は大口債権者等が法人である場合には当該大口債権者等又はその関係会社の業務執行者
9. 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは税理士又は監査法人若しくは税理士法人の業務執行者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント
11. 当社グループから多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士法人、監査法人又は税理士法人その他コンサルティングファームの業務執行者
12. 過去に一度でも、上記、第1号に該当した者
13. 過去3年間において、上記、第2号から第11号に該当した者

14. 上記、第1号から第13号に該当する者が重要な業務執行者（注8）である場合においては、その者の配偶者及び二親等以内の親族
15. 上記、第1号から第14号の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- （注1）関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第22号に規定する、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。
- （注2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、社員及び使用人に該当した者をいい、社外取締役及び社外監査役は含みません。
- （注3）主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいい、議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含みます。
- （注4）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループに対して行っている者をいいます。
- （注5）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループから受けた者をいいます。
- （注6）多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の年間連結売上高の2%を超える額をいいます。
- （注7）大口債権者等とは、直近事業年度末における連結総資産の10%以上の債権額を当社グループに対して有している者をいいます。
- （注8）重要な業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員をいいます。
4. 社外取締役との責任限定契約
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めており、細貝巖氏並びに新原皓一氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 本議案が承認された場合、当社は、再任の細貝巖氏並びに新原皓一氏と責任限定契約を締結する予定であります。
5. 独立役員に関する事項
 当社は、細貝巖氏並びに新原皓一氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
 本議案が承認された場合、当社は、再任の細貝巖氏並びに新原皓一氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役2名及び代表取締役以外の取締役4名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

当社の監査役候補者選定基準は次のとおりであります。

（監査役候補者選定基準）

当社における監査役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議並びに監査役会の同意を得て選定する。

1. 指名方針

- （1）株主の負託に応え、監査役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- （2）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の健全かつ持続的な成長に貢献することが期待できる者であること。
- （3）第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- （4）社外監査役については、会社法第2条第16号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

2. 欠格事由

- （1）反社会的勢力との関係が認められる者。
- （2）会社法第335条第1項に定める欠格事由に該当する者。
- （3）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者。
- （4）監査役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
1	やこじゅんいち 八子淳一 (昭和29年1月12日生) 【再任候補者】 【社外候補者】	● 略歴、当社における地位 昭和51年4月 株式会社北越銀行入行 平成11年4月 同行小針南支店長 平成18年6月 同行融資第二部長 平成20年6月 同行取締役 平成20年6月 同行総務部長 平成21年6月 株式会社ホクギン経済研究所代表取締役社長 平成26年5月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社監査役(現任) 平成26年6月 株式会社原信監査役(現任) 平成26年6月 当社常勤(社外)監査役(現任) ● 社外監査役在任期間 4年 ● 所有する当社の株式数 1,100株 ● 重要な兼職の状況 株式会社原信 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役 ● 社外監査役候補者として選定した理由 八子淳一氏は、現在、当社の常勤(社外)監査役並びに当社グループの中核企業である株式会社原信及び原信ナルスオペレーションサービス株式会社の監査役に就任しています。同氏は、当社グループが出店している地域の有力地方銀行に長らく勤務し、様々な企業の経営に触れるとともに、同行の取締役に就任し、金融機関経営者としての高い倫理観、コンプライアンス意識を培いました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があり、同氏は、監査役就任後、監査役会議長として、各監査役の職務執行全般の調整にあたるとともに、主に株式会社原信の業務執行に関する監査を担当し、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。また、社外監査役として、コンプライアンスの重要性を踏まえた観点やステークホルダーに準じた観点に重点を置き適切に監査を行ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、社外監査役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【 備 考 】	候 補 者 に 関 す る 事 項
2	いわ さき りょう じ 岩 崎 良 次 (昭和31年4月19日生) 【 再 任 候 補 者 】	● 略歴、当社における地位 昭和52年3月 当社入社 平成20年5月 当社トレーニング室長 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社業務システム部長 平成25年10月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社執行役員 平成25年10月 同社業務システム部長 平成28年6月 株式会社ナルス監査役（現任） 平成28年6月 当社常勤監査役（現任） ● 監査役在任期間 2年 ● 所有する当社の株式数 16,879株 ● 重要な兼職の状況 株式会社ナルス 監査役 ● 監査役候補者として選定した理由 岩崎良次氏は、現在、当社の常勤監査役並びに当社グループの中核企業である株式会社ナルスの監査役に就任しています。同氏は、長らく営業現場における様々な職務に従事した後、営業現場の仕組み構築をつかさどる責任者としてマニュアルの整備や運用管理、従業員の技能検定制度の運用など、商品の品質や衛生状態の維持・向上、働きやすく生産性の高い職場環境の実現に努めてまいりました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があります。同氏は、監査役就任後、主に株式会社ナルスの業務執行並びに当社グループの営業状況に関する監査を担当し、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、監査役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
3	さいとうよしひと 斎藤良人 (昭和27年11月5日生) 【新任候補者】 【社外候補者】	● 略歴、当社における地位 昭和50年4月 株式会社第四銀行入行 平成9年6月 同行ニューヨーク支店長 平成11年6月 同行本店営業部副部長 平成13年2月 同行経営管理室長 平成13年7月 同行経営管理部長 平成15年6月 同行新発田支店長 平成16年6月 同行取締役 平成17年6月 同行高田支店長 平成18年6月 同行人事部長 平成19年4月 同行常務取締役 平成23年6月 同行専務代表取締役 平成24年6月 同行代表取締役副頭取 平成28年6月 第四証券株式会社代表取締役会長 平成30年4月 新潟県立歴史博物館館長（現任） ● 社外監査役在任期間 — ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職の状況 新潟県立歴史博物館館長 ● 社外監査役候補者として選定した理由 斎藤良人氏は、新任の社外監査役候補者です。同氏は、当社グループが出店している地域の有力地方銀行に長らく勤務し、様々な企業の経営に触れるとともに、金融機関経営者としての高い倫理観、コンプライアンス意識を培いました。また、同行の代表取締役に就任し、様々な場面で地方経済をけん引する役割を担いました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があります。同氏は、これまでの経験で培った企業経営におけるコンプライアンスの重要性を踏まえた観点やステークホルダーに準じた観点に高い見識を持っており、これらの経験を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、社外監査役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成30年3月31日現在の所有株式数を記載しており、他人名義を含めた実質所有株式数で記載しております。
3. 八子淳一氏並びに斎藤良人氏は、社外監査役候補者であります。
社外役員候補者の選定にあたっては、会社法が定める要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に従っており、両氏はいずれもこの要件を満たしております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は次のとおりであります。
(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）が、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注2）
2. 当社の主要株主（注3）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその関係会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
3. 当社が主要株主である会社及びその関係会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）又はその関係会社の業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先（注5）又はその関係会社の業務執行者
6. 当社グループから多額（注6）の寄付又は助成を受けている者又は当該寄付又は助成を受けている者が法人又は団体である場合には当該寄付又は助成を受けている者又はその関係会社の業務執行者
7. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその関係会社の業務執行者
8. 当社が資金調達を行っている主要な金融機関その他大口債権者（以下、併せて「大口債権者等」（注7）といいます。）又は大口債権者等が法人である場合には当該大口債権者等又はその関係会社の業務執行者
9. 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは税理士又は監査法人若しくは税理士法人の業務執行者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント
11. 当社グループから多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士法人、監査法人又は税理士法人その他コンサルティングファームの業務執行者
12. 過去に一度でも、上記、第1号に該当した者
13. 過去3年間において、上記、第2号から第11号に該当した者

14. 上記、第1号から第13号に該当する者が重要な業務執行者（注8）である場合においては、その者の配偶者及び二親等以内の親族
15. 上記、第1号から第14号の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- （注1）関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第22号に規定する、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。
- （注2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、社員及び使用人に該当した者をいい、社外取締役及び社外監査役は含みません。
- （注3）主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいい、議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含みます。
- （注4）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループに対して行っている者をいいます。
- （注5）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループから受けた者をいいます。
- （注6）多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の年間連結売上高の2%を超える額をいいます。
- （注7）大口債権者等とは、直近事業年度末における連結総資産の10%以上の債権額を当社グループに対して有している者をいいます。
- （注8）重要な業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員をいいます。
4. 社外監査役との責任限定契約
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めており、八子淳一氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 本議案が承認された場合、当社は、再任の八子淳一氏並びに新任の斎藤良人氏と責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

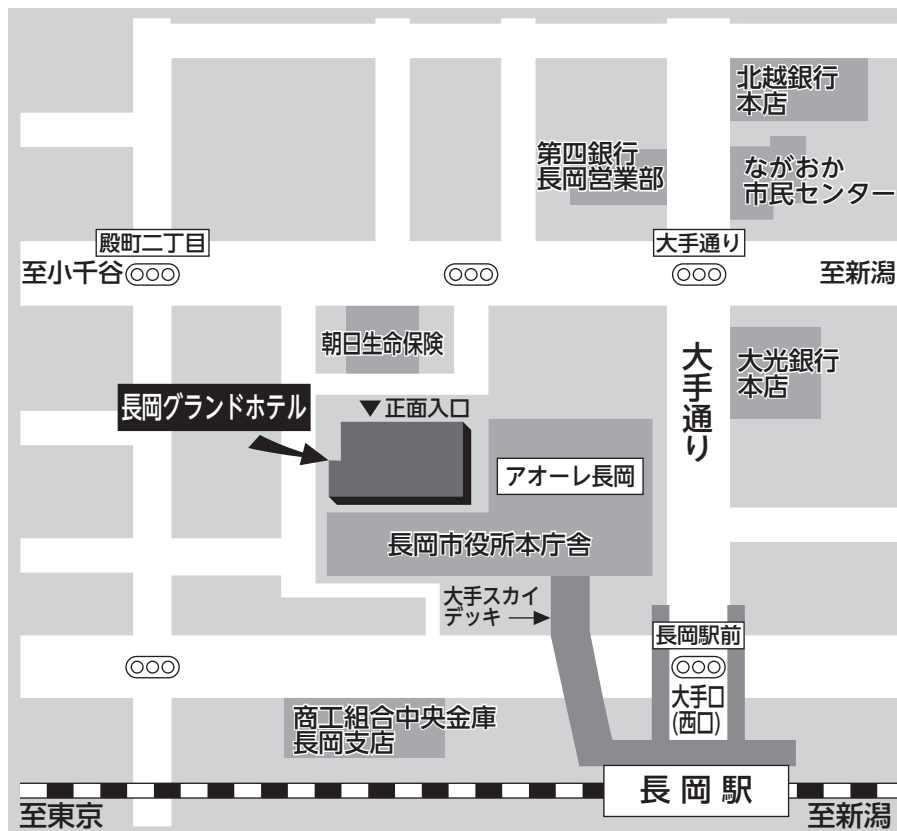
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間
電話 (0258) 33-2111
受付開始は、午前9時15分となっております。



【お願い】

ご来場の際は、会場の立体駐車場が使用できませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。